

## 新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市（以下、「本市」という。）におけるペロブスカイト太陽電池等の社会実装に向けた実証事業に要する費用の一部を補助する新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) ペロブスカイト太陽電池等 国内で製造されたペロブスカイト太陽電池、及びその他市長が認める次世代型太陽電池をいう。
- (2) 実証事業 ペロブスカイト太陽電池等を設置し、運転、検証、発電量等のデータ収集又は課題分析等を行うことをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 本市内において実証事業を行うため、ペロブスカイト太陽電池等を設置すること。
- (2) 本市におけるペロブスカイト太陽電池等の社会実装を見据え、波及効果の高い場所または用途により設置すること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める補助事業を行う者であって、次に掲げる各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) その他法令に違反していないこと。

### (補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

- 2 市長は、補助対象経費の2分の1以内、かつ500万円を上限とする額を、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、国、県又は他の公的機関から助成又は補助等を受ける場合、その額を補助対象経費から控除した額に対して補助金を交付するものとする。
- 3 複数の者が共同で補助事業を実施する場合、補助金の交付はその代表者に対して行うものと

する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表2に掲げる提出書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助対象事業の実績は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに報告をすること。

(4) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(5) 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産は、補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、補助事業者があらかじめ市長の承認を受けたとき、又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りでない。

3 市長は、前条の規定による申請書の提出があり、これを審査した結果、補助金の交付決定を行わない場合は、別記様式第3号による補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合で、市長が必要と認めるときは、あらかじめ別記様式第4号による補助対象事業変更承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による軽微な変更は、次に掲げる事項以外の変更とする。

(1) 補助対象事業の内容を実質的に変更するもの。

(2) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から30パーセントを超える変更を行うもの。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第5号による補助対象事業変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、別記様式第6号による補助金実績報告書に別表第2に掲げる提出書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して、第7条第2項第3号に定める報告期間内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実証事業の経過報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間ににおいては、市長の求めに応じ、別記様式第8号による実証事業経過報告書により当該年度の実証事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第12条 市長は、補助対象事業の成果を公表できるものとし、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、市が実施する広報又は会合等における実証事業の紹介又は発表等に協力を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 所在自治体の税の納付を怠ったとき。
- (5) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、別記様式第9号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第10号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第11号による財産処分承認申請書にその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、当該財産について処分したこと、又は承認したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該財産が市長が別に定める期間を経過している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、別記様式第12号による財産処分承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も補助対象事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(報告又は調査)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(選定委員会)

第16条 市長は、公平かつ公正に補助事業者を選定するため、新潟市ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くことができる。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金の概算払い)

第17条 補助金の支払いは、市長が特に必要と認めた場合に限り、概算払いができるものとする。

2 前項の概算払いを受けようとする場合は、別記様式第13号による補助金概算払依頼書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

| 経費区分  | 内容                                                      |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 実証事業費 | 調査・設計費、消耗品費、原材料費、機械装置・設備費、工事費、委託料、賃借料、使用料、その市長が適当と認める経費 |

別表 2（第 6 条及び第 9 条関係）

| 交付申請                                                                                                                                                                                      | 実績報告                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）事業計画書</li> <li>（２）収支予算書</li> <li>（３）法人の登記事項証明書又は住民票</li> <li>（４）新潟市税の納税証明書</li> <li>（５）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書</li> <li>（６）その他市長が必要と認める書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）事業報告書</li> <li>（２）収支決算書</li> <li>（３）経費の支払いに係る明細書及び支払いを<br/>証明する書類</li> <li>（４）補助事業の実施状況がわかる写真</li> <li>（５）その他市長が必要と認める書類</li> </ul> |